

35-2 ニット製品製造職種(靴下製造作業)

2016.4.1

<p>作業の定義</p>	<p>靴下編立て仕様書に基づき、靴下編機(小直径の丸編機)を使用し、生地を靴下の形状に編み立てる方法により、靴下を製造する作業をいう。</p>		
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)靴下製造作業 ①靴下編立て仕様書読み取り作業 ②靴下編機の点検及び調整作業 ③靴下編機による編立て作業 ④靴下の検査作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ニット製品製造職種に必要な整理整頓作業 ④ニット製品製造職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>		
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①機械・器工具の取り扱い作業 ②材料の管理・取り扱い作業 ③編機準備・調整作業 ④図面等読み取り作業 ⑤寸法測定作業 ⑥各種編作業 (2)周辺作業 ①機械保全補助作業 ②ニット生地等の材料荷受け管理作業 ③糸巻き作業 ④編立生地の補修作業 ⑤ニット製品包装・出荷作業 ⑥数量管理及び品質管理補助作業 ⑦横編ニット製造作業 ⑧たて編ニット生地製造作業 ⑨製品の構内運搬作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。 1.植物繊維 2.動物繊維 3.再生繊維 4.半合成繊維 5.合成繊維 6.無機繊維</p>		
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①編機 (一つ以上必ず使用すること。) 1.靴下編機(シングルシリンダ編機) 2.靴下編機[ダブルシリンダ畦(あぜ)編機] 3.靴下編機(チューブラ・パンティストッキング編機) 4.靴下編機(ダブルシリンダ・ジャガード編機) 5.靴下編機(インターシャ編機) 6.靴下編機(スプリット・フット編機) 7.靴下編機(コンベンショナル・パンティストッキング編機)</p>	<p>②機械、装置等 (必要に応じて使用すること。) 1.糸巻き機 2.仕上げ機 3.先かがり機 4.給糸装置 5.巻取装置 6.テンション装置 7.駆動装置 8.その他の装置</p>	<p>③器工具及び計測器等 (必要に応じて使用すること。) 1.やすり 2.水準器 3.すきまゲージ 4.ノギス 5.マイクロメータ 6.テスタ 7.テンションメータ 8.糸速メータ</p>
<p>製品の例</p>	<p>靴下編機(小直径の丸編機)で製造したくつ下 ①成人男子用・少年用くつ下 1.短くつ下 2.タイツ 3.その他の成人男子用・少年用くつ下 ②成人女子用・少女用くつ下 1.短くつ下 2.シームレスくつ下 3.パンティストッキング 4.タイツ 5.その他の成人女子用・少女用くつ下 ③幼児用くつ下 1.短くつ下 2.シームレスくつ下 3.パンティストッキング 4.タイツ 5.その他の幼児用くつ下 ④乳児用くつ下</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.くつ下以外のニット製品製造作業 2.靴下編機(小直径の丸編機)以外によるくつ下製造作業 3.ニット製品縫製作業 4.婦人子供既製服縫製作業 5.紳士既製服製造作業 6.寝具製作作業 7.帆布製品製造作業 8.ワイシャツ製造作業 9.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>		